

2.12.2

組合同盟会計制度改革に関する件。

1. 会計情態の報告 2. 各組合財政情態の報告 3. 本案の概要

本案の概要、左に記し。

1. 会計の実行方法
各組合本部（例へば開拓合同、高砂工友会等）の会計が会費を全額収して仮領收証を出す。同組合本部会計は組合本部会費の会費を全部そのまゝに納入す。同時に同盟本部会計は直接に支部に於て、会費領收証を發行す。
2. 各支部に於ける組合費の割当とは從来通りヒテ、支部は此の支部費を差引りを大に同盟本部に納入する事ある。
3. 事務方の統一上、同盟本部は各組合に対して劃一的領收証を作製して使用せしめること。
4. 会計報告は毎月アラカルト開示上公表すること。

五組合と同盟との財政關係
本年度実施に當り一般の標準とはおへき「百元年金表を作製不する」と。
六組合は毎月一定日迄上「組合予算表」を作製し同盟本部に請求す。
同盟本部には財務委員会を設置し組合同盟会の財政的統制に當る。

5. 日本労農党本部並に支部充實に寧々一
6. 反賃下生活質銀確立運動に賛成の件
7. 自粛的勞働調査完成に賛成の件
8. 宣傳週間執行の件
9. 爭議部基金積立運動（千錢会）普及の件
10. 発放部確立の件
11. 扩大中央委員会開催の件
12. 中央委員会宣言發表の件

四開會

以上